

霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドライン一部改正（案）
新旧対照表

改正案	現 行
<p>導入</p> <p>（略）対象区域にてドローンを飛行させる場合は、<u>航空法の遵守とともに</u>、本ガイドラインに<u>沿</u>った取り扱いをお願いします。</p> <p>本文</p> <p>2 対象ドローン及び対象区域</p> <p>本ガイドラインにおいて対象とするドローン及び区域は、次のとおりとする。</p> <p>（1）対象物</p> <p style="padding-left: 2em;">100g 未満のトイドローンを含む全てのドローン</p> <p>（2）対象区域</p> <p>（略）</p> <p>4 飛行に必要なライセンス等</p> <p>操縦者は、<u>国または民間の発行した技能証明等</u>を有する者に限るものとする。（調査研究を目的とした飛行の場合を除く）。</p> <p>使用するドローンについてはGPS機能を有し、<u>機体に登録記号を表示したものに限るものとする。また</u>、あらかじめ損害賠償保険に加入済みのものに限るものとする。</p> <p>9 適用日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p><u>令和5年4月1日 一部改正</u></p>	<p>導入</p> <p>（略）対象区域にてドローンを飛行させる場合は、本ガイド欄に添った取り扱いをお願いします。</p> <p>本文</p> <p>2 対象ドローン及び対象区域</p> <p>本ガイドラインにおいて対象とするドローン及び区域は、次のとおりとする。</p> <p>（1）対象物</p> <p style="padding-left: 2em;">200g 未満のトイドローンを含む全てのドローン</p> <p>（2）対象区域</p> <p>（略）</p> <p>4 飛行に必要なライセンス等</p> <p>操縦者は、国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体及び管理団体が掲載日以降に発行した技能証明書等を有する者に限るものとする。（調査研究を目的とした飛行の場合を除く）。</p> <p>また、使用するドローンについてはGPS機能を有し、あらかじめ損害賠償保険に加入済みのものに限るものとする。</p> <p>9 適用日</p> <p>令和2年4月1日</p>